

仕 様 書

1 件名

大田区一般廃棄物処理基本計画策定支援等業務委託

2 委託目的

本委託事業は、平成 28 年 4 月に策定した基本計画が令和 7 年度で計画期間が終了することから、現在の地球環境をめぐる国際的課題や環境・廃棄物行政を取り巻く国内における動向等を踏まえ、新たに令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間の計画期間とする基本計画を策定することを目的とする。

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

なお、各業務内容の履行期限については、大田区が別途指定する。

4 履行場所

大田区指定場所（清掃事業課ほか）

5 委託内容

受託者は、本業務の実施にあたり、上述の業務目的の趣旨を踏まえ、以下の業務を行うこととする。また、円滑かつ効率的に本業務を進めるための業務実施方針や実施工程、業務実施体制、打合せ計画、成果品の内容、連絡体制等について取りまとめた業務計画書を本件委託契約締結後速やかに作成し、担当課にその内容を確認した上で、提出するものとする。

※「大田区一般廃棄物組成分析調査報告書（令和 6 年 3 月）」及び後述（3）の調査を踏まえること

（1）大田区一般廃棄物基本計画（以下「基本計画」という。）策定に向けた基礎調査・推計・施策の提案等

ア 現行の基本計画の実績評価・検証を行ったうえで、次期基本計画の策定に向けた検討の視点、課題整理、及び策定スケジュールの提案

イ 国、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合及び大田区の計画や指針、清掃・リサイクル事業に係る資料や実績データ等の収集・分析・整理

ウ 大田区の地域特性などのデータ収集・分析・整理

エ 区が実施してきた事業系ごみ排出事業者に対する排出指導等の実績からの状況把握・分析・ごみ減量に向けた施策の提案。

オ 「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月環境省）に基づく一般廃棄物処理システム等を活用した大田区の清掃・リサイクル事業の分析・評価に加え、近隣・人口規模等の類似する他自治体との比較

カ ごみ処理技術・資源化技術の動向の整理

キ 区内の家庭及び事業者のごみ・資源の発生・排出原単位や物流の推計と分

析

ク 区内で発生するごみ・資源の発生量の推計（将来予測）

ケ 他自治体などのごみ減量のための先進的な取組みなどの事例の収集・整理・分析

コ 大田区清掃・リサイクル協議会の出席（説明資料作成・計画への意見反映など、2回程度を想定）

(2) 基本計画素案の作成

(1)の基礎調査に基づき、以下の項目に関して区と協議を行ったうえで、基本計画素案の作成を行う。

ア 清掃・リサイクル事業の現状と課題

イ 担当課と協議のうえ必要があるときは、基本計画の内容を部内で横断して検討するための検討会等に参加し、助言及び資料作成、議事要録の作成を行う。(年3回程度を想定)

ウ 基本計画における基本理念・基本方針の設定

エ 目標の設定並びに達成に向けた管理指標・方法の提案

オ 目標達成に向けた具体施策及び重点施策の設定

(3) 計量調査等の実施

以下の項目について、調査を実施する。

ア 家庭ごみの排出原単位調査

イ 事業所アンケート調査

詳細については、別紙「計量調査等特記事項」のとおり

(4) パブリックコメントの実施支援

区民等の意見を広く聴取し、企保計画への反映に努めることを目的とし、パブリックコメントを実施する。なお、パブリックコメントは、基本計画素案作成時に1回実施し、実施に当たり必要な資料作成、提出意見のとりまとめ・集計・分析・評価等を行う

(5) パブリックコメント及び庁内検討を反映した基本計画案の作成

(6) 報告書等資料の作成

上記(1)～(5)の成果資料、打ち合わせ記録、業務報告書を作成すること。

6 成果品

(1) 提出物 ※図表、イラスト、写真などを活用したカラー版とする。

ア 冊子版

部数 300部 仕様 A4判 ※その他詳細は区と打ち合わせる **こと**。

イ 概要版

部数 300部 仕様 A3判 ※その他詳細は区と打ち合わせる **こと**。

ウ その他、担当課と協議のうえ作成を決定した資料

エ 上記内容を記録した電子媒体データ

(2) 納入場所

大田区環境清掃部清掃事業課

所在地：大田区蒲田 5-13-14 大田区役所8階

(3) 納期

担当課と協議のうえ決定した日までに提出すること。

(4) 電子データ納入の際の注意事項

電子データを提出する際は、CD-RやDVD-R、USBなどの電子記録媒体を用いること。なお、PDF形式のデータを納品する場合は、あわせてワード形式のテキスト及びエクセル形式のグラフ及び作表データ、画像についてはJPEG形式のデータを添付すること。また、納品する電子記録媒体については、事前に最新のウイルス対策ソフトウェアを用いてウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに使用したソフトウェア名、バージョン名、実施日、契約件名を記載して提出すること。

7 著作物の帰属

(1) 本業務に係る成果品について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に関する著作権（著作権法第21条から28条に規定する権利をいう、以下同じ。）は、すべて区に帰属するものとする。

(2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ区に通知するとともに第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(4) 上記(1)～(3)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

(5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

8 秘密の保持

受託者は、本委託に基づく調査等で知り得た情報を区以外の第三者に漏らしてはならない。このことは、本委託契約終了後も同様である。

個人情報の取り扱いについては、別紙、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を厳守すること。これは、本契約完了後も同様とする。

本業務に関わる契約の終了後、個人情報を含むデータ、資料に関しては、区に全て渡し、機器に残ったデータ等は全て削除すること。ただし、契約を引続き継続する場合は、その限りではない。

9 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (2) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (3) 事故が発生したときには、直ちに区に報告するとともに、受託者の責任において適切に処置を講ずること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、区と受託者との協議のうえ、決定するものとする。